

家事調停資料の研究(三)

佐藤良雄

一 序説

二 婚姻関係事件―その一―(以上二九号)

三 婚姻関係事件―その二―(三〇号)

四 婚姻関係事件―その三―(本号)

四 婚姻関係事件―その三―

次に不成立に終わった事例を、五件とりあげる。

〔三七―四〕 妻X(大正一四年二月二〇日生)が、三七年一月一六日、夫Y(明治三五年七月一五日生)を相手方として、調停を申立てた。五月一七日の第一回調停期日に、調停不成立となった。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方と離婚する。二、本件当事者間の未成年の子〇〇〇及〇〇〇の二人に対する親権を申立人と定める。以

上の条項による御調停を求めます。」というものであった。本件は、一月一六日に申立が受理されて以来、度々調停期日が予定されたのであるが、相手方が出頭しないために、第一回期日が五月一九日まで遷延されたものである。家事審判官は、三月一九日、相手方に対する出頭方催告及び現在の健康状態とその他参考事項を内容とする調査命令を発し、これに対し、三月三〇日、家裁調査官から調査報告書が提出されている。また、同時に、四月一八日、申立人妻に関しても、調査報告書が提出されている。

〔三七一一六〕 妻X(大正二年九月一四日生)が、三七年三月一〇日、夫Y(明治四四年一月生)を相手方として調停を申立てた。二回の調停を経て、第三回期日(五月一日)に、不成立となった。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方を離婚することについて御調停を求めます。」というものである。

〔三七一四九〕 妻X(大正二年三月一五日生)が、三七年七月三日、夫Y(大正一〇年三月一六日生)を相手方として、調停を申立てた。一回の調停を経て、第二回期日、一〇月一日に、調停不成立となった。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方とを離婚すること。二、この当事者間の未成年の子に対する親権について長女○○○(一二才)の親権者を申立人と、他の○○(二六才)○○(二二才)○○(二〇才)三人の親権者を相手方と定めること。三、相手方は申立人に対し財産二分の一の給与又は同程度程度の慰藉料を支払うこと。以上の条項による御調停を求めます。」というものであった。

〔三七一五四〕 妻X(大正三年三月五日生)は、夫Y(申立当時五七才)を相手方として、三七年八月九日、調停を申立てた。二回の調停を経て、第三回期日(一〇月八日)に、調停不成立となった。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方とは離婚する事。二、夫婦間の未成年の子○○一七才及び○○一五才の親権は申立人とする。三、申立

人が営業用として使用していた理髪用器具一切申立人に引渡す事。四、相手方は申立人に対し財産分与並に慰籍料とし三万円を支払う事。以上の調停を求め。」というものであった。

〔三七一六八〕妻Xが夫Yを相手方として、三七年一月五日、調停を申立てた。一回の調停を経て、第二回期日（一月一日）、調停は不成立となった。Xは最初本件を水戸地方裁判所に提起し、これが調停に移送されたものなので、Xの申立書は、訴状を以て代えられている。右訴状における請求の趣旨は「原告と被告は離婚すべし。訴訟費用は被告の負担とする旨の判決を求む。」というものである。

最後に、取下となった事例八件をとりあげる。

〔三七一四〕妻X（昭和十一年九月一〇日生）が、夫Y（昭和三年八月四日生）を相手方として、三七年三月一日、調停を申立てた。調停をおこなうことなく、三月十五日、Xは調停を取下げた。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方とを離婚する。二、当事者間の未成年の子〇（七才）〇（五才）〇（二才）三名の親権を相手方と定める。三、相手方は申立人に対し金五〇万円程度の財産分与又は慰藉料を支払うこと。」というものであった。取下書には、「示談成立したるにより」と記されている。

〔三七一二三〕妻X（昭和三年一〇月二日生）は、夫Y（大正一五年二月二五日生）を相手方として、三七年四月五日、調停を申立てた。一回の調停を経て、四月三〇日、Xは調停を取下げた。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方を離婚すること。二、この当事者間の未成年の子〇〇〇〇同〇〇〇〇三名の親権を申立人と定める。三、相手方は申立人に対し相当なる財産分与をすること。以上のような条項による御調停を求む。」というものであった。取下書には、「都合により」と記されている。

家事調停資料の研究 (三)

〔三七―二五〕 妻X(大正六年二月二〇日生)は、夫Y(明治三八年十一月一日生)を相手方として、三七年四月一〇日、調停を申立てた。三回の調停を経て、第四回調停期日(六月二三日)に、Xは調停を取下げた。Xの申立趣旨は、「申立人と相手方と離婚すること。相手方は、申立人に対し予て贈与したる金五〇万円を返還し、他に離婚による慰籍料として金五〇万円以上を支払うこと。等について御調停を求めらる。」というものであった。取下げ書には、「解決したので」取下げると記されている。

〔三七―四五〕 妻X(大正二年六月二〇日生)が夫Y(大正七年七月一四日生)を相手方として、三七年七月六日、調停を申立てた。第一回調停期日(七月二六日)に、Xは申立てを取下げた。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方を離婚すること。二、この当事者間の未成年の子に対する親権については長女〇〇四女〇〇につき申立人二女〇〇三女〇〇 については相手方と各定めること。以上のような条項による御調停を求めます。」というものであった。本件には、Xから家裁相談室宛の長文の手紙が編綴されている。なお本件の取下は調停の席上でおこなわれたものであり、その経過が経過表に簡単ではあるが記されている。

〔三七―四七〕 妻X(昭和三年一月二七日生)が、夫Y(昭和四年九月二八日生)を相手方として、三七年七月六日、調停を申立てた。調停をおこなうことなく、七月二八日、Xは申立を取下げた。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方を離婚すること。二、この当事者間の未成年の子〇〇(昭和三年三月二日生)の親権を申立人と定めること。以上の条項による御調停を求めます。」というものであった。Xの取下書には、「解決したるにより」取下げると記されている。

〔三七―五〇〕 妻X(大正二四年七月一日生)は、夫Y(大正一五年七月一日生)を相手方として、三七年七月二

八日、調停を申立てた。四回の調停を経て、第五回調停期日（三八年二月一日）にXは申立を取下げた。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方と離婚すること。二、長女〇〇二女〇〇三女〇〇の親権者を相手方に、長男〇〇の親権者を申立人と定めること。三、相手方は申立人の今後の生活保障を為すこと等について御調停を求めらる。」というものであった。

〔三七一六三〕 妻X（明治四三年四月二六日生）は、夫Y（申立当時五一才）を相手方として、三七年九月二〇日、調停を申立てた。第二回調停期日（一〇月二日）に、Xは取下書を提出した。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方とは離婚する事。二、申立人の単筒、鏡台、其他本人所有のもの一切引渡す事。三、慰籍料並に財産分与として三〇万円を支払う事。」というものであった。Xの取下書には、「円満解決（財産分与して貰う約束成立）により」取り下げると記されている。

〔三七一八五〕 妻X（生年月日不明）は、三七年二月二〇日、夫Y（同じく不明）を相手方として、調停を申立てた。調停を行うことなく、四月一六日、Xは申立を取下げた。Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方とは離婚する。二、相手方は申立人に対し相当額の財産を分与する。との調停を求めらる。」というものであった。なお本件は、記録によれば、三回の調停期日が予定されたが、当事者不出頭（妻Xからは、電話筆記および文書による期日変更ないし中止願が提出されている）のため、結局調停をおこなわず「都合により」Xから取下げられた。

(四) 申立人夫・相手方妻の事件 三七年には、この種の事件は一六件ある（第六表参照）。婚姻の継続を求める事件は、このうち三件である（第一三表参照）。これらの結果についてみると、成立（三七一六〇）、不成立（三七一八二）、取下（三七一三三）が各々一件ずつある。以下、各事件をくわしくみてゆこう。

〔三七一六〇〕 夫X(昭和八年六月二日生)が、妻Y(昭和九年二月二日生)を相手方として、三十七年九月六日、調停を申立てた。本件は、九月一七日に第一回調停をおこない、さらに一〇月一七日におこなわれた第二回調停期日に、さきに妻から夫を相手方として申立てられていた三七一五三事件に併合された。Xの申立趣旨は、「相手方は申立人〇〇に戻り同棲する様調停を求む。」というものであり、その申立の理由は、次のようなものであった。「申立人と相手方は〇〇〇〇外一名の媒酌に依り昭和三十三年二月二十五日結婚し以来肩書申立人方に父母と共に同居し農業を営み円満に生活を為し来たものであります。其の間長男〇(二年六月)を育み之まで何事なく同棲し来たのであります。処が本年七月三〇日申立人が父〇〇〇と小妻俵調整の事より口論の末申立人等夫婦は子を連れて家出を為したるも其の後親族が仲に入り父子間のわだかまりも融け申立人は父の許に帰りたるも相手方〇〇は何が不満か長男〇を連れ実家たる〇〇町〇〇〇〇方に帰り申立人の再三の懇願にも拘らず申立人の許に帰りませんので申立人は今後共相手方と別れる意思等全然なく末永く共に生活を為す所存でありますので相手方〇〇は申立人の許に帰り同棲同居する様何分の調停相成度本申立に及びます。」 第一回調停期日(九月一七日)に、申立人夫は、申立の通り陳述し、相手方妻は、考慮したい旨を陳述した。さらに第二回期日(一〇月一七日)に、前記の如く、本件は、別件(昭和三十七年第五三三号事件)に併合された。本件の結果は、正確に言えば、併合と言うべきであろうが、併合された別件三七一五三が調停成立となったためか、成立と表記されているので、一応成立例として扱っておいた。⁽¹⁾⁽²⁾

(一) 三七一五三については、本稿三婚姻関係事件―その二―で、内容を摘記しておいた。両事件を総合して経過をみる

と、三十七年八月三〇日に妻から離婚・親権者指定・慰料五〇万円支払を趣旨として、夫を相手方とする申立(三

七―五三)がなされ、これについては未だ調停をおこなわないうちに、同年九月六日に、夫の妻を相手方とする婦家・同棲を求める本件申立がなされたのであった。そして、両事件の第一回調停期日は、共に九月一七日であり、記録の上からは明らかでないが、すでにこの段階で事実上、両事件の調停は併合してなされていたのではないかと疑いもある。さらに、第二回調停期日も、両事件共一〇月一七日に開催されており、ここでも同様の疑いもたれる。なお、第一回期日は両事件とも午前一〇時、第二回期日は両事件とも午後一時に指定されており、このことは右の推測を一層強めるものである。結局この第二回期日(一〇月一七日)に、本件を三七―五三に併合する旨の宣告がなされ、同時に、当事者の離婚・親権者監護者の指定・物品引渡等の合意が成立したのであろう。結果としては、離婚することと、長男の親権者を夫とすることについては、妻の要求が通ったが、慰藉料の点では、妻の要求は全く認められなかったわけである。ところで三七―五三では、妻の側からの申立の実情が明らかであり、本件では夫の側からの申立の実情が明らかになるが、両者を比較してみると、妻はその申立書において、すでに以前から夫の父母が妻につらく当り、妻は何回となく嫁酌人方へ身を寄せたことがあること、今回の妻の家出の直接の契機となった七月三〇日の夫と夫の親達の口論にさいして、夫の父は妻に対しても暴力を振ったことなどをとくに強調しているのに対して、本件における夫の申立書は、父母と円満に同居をつづけてきたと述べ、さらに、七月三〇日の件についても、夫の父の妻に対する暴力には全く触れず、何が不満で妻が帰家しないかわからない旨さえ述べており、両者の申立てる実情にかなりの食い違いがみられるようである。

(2) 本事件は、さきに妻が夫を相手方として調停を申立て(三七―五三)、次に夫が妻を相手方として調停を申し立てた(三七―六〇)ものである。このように同一の当事者(ないしその家族など)が、数回にわたって調停を提起する例は、既にさきの二三年、二四年度の本家裁当支部における家事調停事件の調査にあたって数多く見出され、右調査報告(前掲「転換期における家事資料の研究」一三五頁以下)において、その内容を述べたことがある。すな

家事調停資料の研究(三)

わち、二三年、二四年度には、申立人と相手方が同一で反覆するもの(A↓B、A↓B)、申立人と相手方が逆に
なつて反覆するもの(A↓B、B↓A)、相手方は同一で申立人が代つて反覆するもの(A↓B、C↓B)が多数
見出された(右を各々、基本型I、II、IIIと仮称した)。さらにそのほか、当事者が複数になつたり、その組合
せが変化して二回反覆するもの(たとえば、A・B↓C・D、A↓Cのようなものや、A↓B、B↓A・C・Dの
ようなもの)、また三回以上反覆するもの(たとえば、A↓B、A↓B、B↓Aのようなものや、A↓B、C↓B、
A↓Bのようなもの)もかなり見出された。いずれにしても、一つの社会的な家庭紛争から、いくつもの法的な紛
争が、同じ当事者間で、或いは当事者を代えてあらわれてくるのであるが、その原因には種々のものが考えられ
る。第一は、先の調停がひとまず当事者の示談によつて取下げられたが、その結果が思わしくないとか、調停は一
応成立したがその履行が充分でないとか、調停は不成立となつたが訴訟にもち込まずもう一度話し合ひで解決した
いとかの理由で、再度同じ申立人から同様の趣旨で申立が繰返される場合である。第I型(A↓B、A↓B)のよ
うなものは、主としてこの原因によると言えよう。第二に、紛争の一方からの調停申立に対して、他方も言い分が
あり要求があるとして、いわば訴訟における反訴のようなかたちで逆に申立をする場合である。第II型(A↓B、
B↓A)は主としてこの場合にあたると言えよう。第三に、一つの社会的な家庭紛争が、法的にみれば種々の当事
者間の種々の法律関係に分れるようなときに、各々の当事者が別個の調停申立をするような場合である。第III型
(A↓B、C↓B)はこれにあたるといえよう。なお、当事者が複数になつたり、その組合せが変化して二回反覆
されるものや、三回以上反覆されるものも、多かれ少なかれ、以上の理由のいくつかを含んでいると言つてよかろ
う。さて、今回の三七年、三八年度の調査においても(二三年、二四年度に比すれば、総件数が少ないため、見出
された件数も多くはないが)、やはりこの種の事件がいくつも見出された。第I型(A↓B、A↓B)に属するも
のは六組(一二件)ある。すなわち、①三七―四二(妻Aが夫Bに対し調整を申立て、取下に終つた事件)と三八―

三六（妻Aが夫Bに対し調整を申立て、取下に終わった事件） ②三七―五九（当事者の関係不明だが、A男がB男を相手方として、不法登記抹消手続を求めたもの。結果は内容不明だが成立）と三七―六五（同じくA男がB男を相手方として遺産分割を申立てたもの。取下） ③三八―二一（妻Aが夫Bを相手方として、離婚・慰籍料等を申立てたが、不成立）と三八―三四（妻Aが夫Bを相手方として、生活費と医療費を申立てたが、取下） ④三八―二四（妻Aが夫Bを相手方として、調整を申立てたが、不成立）と三八―五四（妻Aが夫Bを相手方として、離婚・親権者指定・慰籍料・財産分与を申立てたが、不成立） ⑤三八―三一（妻Aが夫Bを相手方として、X等の生活費支払を申立てたが、取下）と三八―五七（妻Aが夫Bを相手方として、離婚・親権者指定・財産分与を申立てたが、取下） ⑥三八―七五（妻Aが夫Bを相手方として、調整を申立てたが、不成立）と三八―九二（妻Aが夫Bを相手方として、離婚・親権者指定・慰籍料等を申立て、離婚・親権者指定・物件引渡・財産分与等の調停が成立）などである。第II型（A↓B、B↓A）に属するものは三組（六件）ある。すなわち、①本件の場合で、三七―五三（妻Aが夫Bを相手方として、離婚・親権者指定・慰籍料を申立て、離婚・親権者指定・物品引渡等の調停が成立）と三七―六〇（夫Bが妻Aを相手方として、帰家し同棲することを申立て、右三七―五三に併合され、結局右の如き調停が成立） ②三八―三三（夫Aが妻Bを相手方として、円満に同居することを申立て、取下）と三八―三五（妻Bが夫Aを相手方として、離婚・親権者の指定・慰籍料・養育費等を申立て、取下） ③三八―四八（A男がB女を相手方として、子の引渡を求めて申立をなし、取下）と三八―五八（B女がA男を相手方として、子の親権者をA男からB女に変更することを求める申立をなし、右の通りの変更とA男がB女に子の養育費を支払う旨の調停が成立）などである。このほか当事者が複数で二回反覆するもの二組（四件）と、三回反覆するもの一組（三件）があるので、紹介しておこう。 ①三七―一〇（夫Aが妻Bを相手方として、離婚・親権者指定を求めると申立をなし、同旨の調停が成立）と三七―二八（妻Bの父母Ⅱ夫Aの養父母C・Dが、夫Aを相手方として、養

家事調停資料の研究(三)

子縁組の離縁を申立てた。離縁・財産の分与等の調停が成立した) ②三七―三八(A女がB男を相手方として、内縁関係の解消と慰籍料を求める申立をなし、不成立)と三七―三九(AB間の子CとA女が、B男を相手方として、C女の認知を求める申立をなし、不成立) ③三七―三三(夫Aが妻Bを相手方として、同居を申立て、取下)と三八―七〇(夫Aが妻Bを相手方として、同居を申立て、取下)と三八―七〇(夫Aが妻Bを相手方として、同居を申立て、取下)と三八―八四(妻Bが夫Aを相手方として、離婚を申立て、不成立) 右の①の事例は、A↓B、C・D↓Aの形式であり、②は、A↓B、A・C↓Bの形式、③は、A↓B、A↓B、B↓Aの形式である。二三、二四年度の該当例は既に前記「転換期における家事資料の研究」二三五頁以下に掲出してあるが、今回の調査結果と対照する意味で、第二〇表ないし第二四表に、三七、三八年度の該当例と共に再掲する。これらを個別的に検討し、反覆の経過ないしその原因を明らかにする作業は、他日の課題としたい。ただここで他日の検討のための若干の覚書を附記しておく、これら反覆例にとくに着目して検討することは、さしあたり、次のような意味がある。第一に、一つの事件について種々の角度から知ることによって、その実態に一層接近できることである。これをいわば資料的意義ということができる。だがそればかりではなく、さらに次のような理論的な意義も存在すると思われる。その一は、調停の取下、成立、不成立という手続について検討を加えるための素材を提供するという点である。一般に調停の取下には、実質的にみて、成立(円満に示談が成立したような場合)と、不成立(相手方の主張が強いとか、相手方が出頭しないとかの理由で諦めたような場合)の場合があると思われるが、通常は取下書の簡単な記載のみからは、実質的な結果までは殆んど知りえないのである。かかる反覆例の場合は、後の事例をみることによって前回の取下の内容を知る余地がある。そして、現在のように当事者が自発的に取下げるかぎり裁判所は(その原因について調査し対策を講ずるとか、場合によってはあえて二四条審判にのりだすとかの措置に出ることなく)放置するという状態の是非を考えるうえでかなり参考になるであろう。次に調停が成立した場合に、その調停条項の履行状況というものは、通常の場合は

第20表 第I型 (A ⇄ B)
(A ⇄ B) の事例

年度	記号	事件番号	申立	結果	当事者	
昭和 23・ 24 年度	1	23— 14	同居	成立(家屋提供など)	Aは長男 Bはその父	
		23— 80	財産分与・別居	取下		
	2	23— 15	正式婚姻又は慰藉料	取下	Aは女 Bは男	
		23— 82	慰藉料	取下		
	3	23— 16	物品引渡・金円支払	取下	Aは女(妻) Bは男(夫)	
		24— 163	離婚など	成立(離婚など)		
	4	23— 22	離婚など	取下	Aは妻 Bは夫	
		24— 218	離婚など	成立(離婚など)		
	5	23— 34	子の看護養育	取下	Aは女 Bは男	
		23— 84	継続・子の認知	取下		
	6	23— 124	同居又は居住する場所	成立(物品交換・家屋提供)	AはBの父 の内縁の妻	
		23— 165	別居・家屋に住めるように	取下		
	7	23— 203	離婚など	取下	Aは妻 Bは夫	
		24— 83	離婚無効・協議離婚	取下		
	8	24— 53	予約解消・慰藉料	取下	Aは女 Bに男	
		24— 101	予約解消・慰藉料	成立(予約解消・慰藉料)		
	9	24— 228	推定相続人廃除の取消	取下	AはBの長男	
		24— 230	財産の分与	取下		
	昭和 37・ 38 年度	1	37— 42	調整	取下	Aは妻 Bは夫
			38— 36	調整	取下	
2		37— 59	不法登記抹消手続	成立	A・Bとも 男関係不明	
		37— 65	遺産分割	取下		
3		38— 21	離婚・慰藉料	不成立	Aは妻 Bは夫	
		38— 34	生活費・医療費	取下		
4		38— 24	調整	不成立	Aは妻 Bは夫	
		38— 54	離婚・親権指定等	不成立		
5		38— 31	生活費支払	取下	Aは妻 Bは夫	
		38— 57	離婚・親権指定等	取下		
6		38— 75	調整	不成立	Aは妻 Bは夫	
		38— 92	離婚・親権指定等	成立(離婚等)		

第21表 第Ⅱ型 (A → B / B → A) の事例

年度	記号	事件番号	申立	結果	当事者
昭和 23・ 24 年度	1	23— 106	離縁	成立(離縁)	Aは養父 Bは養子
		24— 162	別居・扶養	成立(同居・扶養)	
	2	23— 159	遺産分割	取下	AとBは被 相続人の妹 と弟
		24— 78	遺産分割	成立(分割)	
	3	23— 175	契約を改め退去	成立(退去)	Aは養母 Bは養子
		24— 57	保有米引渡	成立(金員支払)	
	4	23— 234	同居	取下	Aは夫 Bは妻
		24— 182	同居又は離婚など	不成立	
	5	24— 4	同居	取下	Aは妻 Bは夫
		24— 104	離婚	不成立	
	6	24— 15	離縁	取下	Aは養母 Bは養子
		24— 94	遺産分割	不成立	
	7	24— 79	予約解消など	取下	Aは男 Bは女
		24— 165	予約履行	不成立	
	8	24— 133	物品引渡・慰藉料	成立(予約解消など)	Aは女 Bは男
		24— 137	予約履行	取下	
	9	24— 138	予約履行	取下	Aは男 Bは女
		24— 154	予約解消など	成立(予約解消など)	
昭和 37・ 38 年度	1	37— 53	離婚等	成立(離婚等)	Aは妻 Bは夫
		37— 60	帰家・同棲	成立(離婚等)	
	2	38— 33	円満同居	取下	Aは夫 Bは妻
		38— 35	離婚等	取下	
	3	38— 48	子の引渡	取下	Aは男 Bは女
		38— 58	親権者変更	成立(親権者変更等)	

家事調停資料の研究 (三)

第22表 第三型 (A → B)
(C → B) の事例

年度	記号	事件番号	申立	結果	当事者
昭和 23・ 24 年度	1	23— 5	宅地の所有権確認	成立(宅地贈与)	Aは長男 Bは三男 CはAの妻
		23— 6	慰籍料	取下	
	2	23— 184	離婚など	成立(離婚など)	Aは妻 Bは夫 Cは妻の母
		23— 222	離婚	取下	
	3	23— 243	預金の返還	取下	Aは妹 Bは兄 Cは妹(もう一人の)
		23— 244	金円等の贈与	取下	
	4	24— 202	所有権登記抹消遺産分割	取下	AはBの夫の弟 CはBの養子
		24— 231	遺産分割	成立(分割)	

(註) 37・38年度にはこの型の事例はみあたらない。なお、本支部における昭和38年度の家事調停事件は、本来は本稿の対象外であり、これについては、後日別稿で調査報告をおこなう予定であるが、反覆事件の紹介、検討については、特にこれをも対象に含めた。

家事事件法施行規則の施行規則 (11)

第 23 表 第 I 型 ~ 第 III 型の変型の事例

年度	記号	申立人 → 相手方	事件番号	申立	結果	当事者
昭和 23 ・ 24 年 度	1	A → B	23— 23	離婚など	取下	Aは妻, Bは夫 BはCD夫婦の養子
		C・D → B	23— 57	離縁	取下	
	2	A・B・C → D・E・F	23— 64	慰籍料など	成立(慰籍料など)	Aは女, B Cは女の父母 Dは男, E Fは男の父母
		D・E → A・B	23— 91	金円の支払	取下	
	3	A・B → C	23— 107	別居	取下	CはA B夫婦の長男の妻 D Eは長男の子
		D・E → I・J	23— 181	遺産分割と扶養	成立(分割)	F ~ Jは長男の先妻の子
	4	A → B	23— 164	子の認知と養育	不成立	Aは女, Bは男, Cは子 なお()は利害関係人
		C(A) → B	23— 227	認知と金円支払	成立(金円支払)	
	5	A・B → C・D	24— 6	同居	取下	A Bは夫婦, C Dは夫婦
		A → C	24— 9	同居又は生活費	取下	AはCの長男
6	A → B	24— 43	別居	成立(住居・田畑の贈与)	AはBの亡夫の父	
	B → A・C・D	24— 74	住居・田畑の贈与	取下	C DはAの親族	
7	A → B・C	24— 134	離縁	不成立		
	D → B	24— 135	縁組無効	不成立	AとDはBとCの養子	
昭和 37 ・ 38 年 度	1	A → B	37— 10	離婚等	成立(離婚等)	A Bは夫婦
		C・D → A	37— 28	離縁	成立(離縁等)	C Dは妻Bの父母で夫A の養父母
	2	A → B	37— 38	内縁解消	不成立	Aは女, Bは男, CはA の子
		A・C → B	37— 39	認知	不成立	

第24表 三回以上反覆する事例

年度	記号	申立人 →相手方	事件番号	申立	結果	当事者
昭和 23・ 24 年度	1	A→B	23— 186	予約解消等	成立(予約解消等)	Aは女 Bは男
		A→B	23— 196	物品・慰籍料等	併合(23—186と)	
		B→A	23— 226	損害金・慰籍料	併合(23—186と)	
	2	A→B	23— 188	離婚など	取下	Aは妻 Bは夫 Cは夫の 長男
		A→B	23— 233	離婚又はCと別居して婚姻継続	成立(Cと別居して婚姻継続)	
		A→B・C	24— 42	離婚など	取下	
	3	A→B(C)	23— 3	Cと婚姻・財産の分与	取下	Aは女 BはCの 兄
		A→B(C)	23— 53	同上	取下	
		A→C(B)	24— 27	Cと予約の履行	取下	
	4	A→B	23— 137	予約解消など	不成立	Aは女 Bは男 CはA・Bの子
		C→B	24— 12	認知	取下	
		A→B	24— 97	慰籍料など	不成立	
	5	A→B	24— 51	離婚など	不成立	Aは妻 Bは夫 CDはA Bの子
		A・C・D→B	24— 150 151 152	扶養料	取下	
		B→A	24— 179	同居	不成立	
B→A		24— 232	離婚など	成立(離婚など)		
昭和 37・ 38 年度	1	A→B	37— 33	同居	取下	Aは夫 Bは妻
		A→B	38— 70	同居	取下	
		B→A	38— 84	離婚	不成立	

家事調停資料の研究(三)

家事調停資料の研究 (三)

(履行確保の申立でもない限りは)殆んど知ることができないのであるが、かかる反覆事件の場合は、後の事件をみることによつて、この点を知る余地がある。このことによつて、調停条項の具体的妥当性あるいはそのあり方について再検討をおこない、かつまた、当事者から申立がないかぎり裁判所は調停条項の履行につき干渉しないという態度の是非についても検討するための材料を提供しよう。また、調停不成立の場合についても、不成立の判断は、審判官又は調停委員会によつてなされるのであるが、その判断の是非について検討するための素材を提供しよう。当事者から再び調停の申立があつたからと言つて、直ちに前回の調停を不成立とした判断が誤りであつたとは言えないが、少なくとも右判断につき反省するための一つの契機とはなる筈である。とくに、比較的僅かの調停で不成立とされる事例がかなりみられる(三七年度においても一・二回の調停で不成立とされる事例が少なくない)ことを考え合せるとこの点の吟味が一層必要に思われるのである。さて次に、かかる反覆例の存在は、家事調停そのもののありかたにも、かなり根本的な反省を求めらるものである。すなわち、家事調停が、社会的な一つの家庭紛争を、統一的あるいは包括的にとりあげて処理するというより、通常の訴訟におけるいわゆる訴訟物の如き、個々の権利または法律関係に分解あるいは分離してとりあげて処理する傾向があり、このことが、かかる関連あるいは反覆事件の発生を導いているとも考えられるからである。たとえば妻の夫に対する離婚申立と、妻の父母からの右の夫に対する離婚申立の場合、女の男に対する内縁解消の申立と、女と子の男に対する認知の申立などは、権利あるいは法律関係として別個であるうが、社会的な家庭紛争としては一つであろう。これらが別事件として申立てられてくるのは、いかなる原因によるものか、さしあたり筆者には明らかではないが、少なくとも、調停においては、これらの社会的にみれば一体である家庭紛争は、出来るだけ一つの調停で処理することが望ましいのではないかというとは言えそうである。個々の権利や法律関係に分割されることによつて、その紛争の背景や意味が裁判所に見逃されるといふことはいふまでもないであろうか。いずれにせよ、以上の如く、ここで見出された関連ないし反覆事件は、

種々の問題について再考の素材を与えるものであり、他日、改めてとりあげて検討を加える考えである。

〔三七七八二〕 夫X（大正二五年一月九日生）は、妻Y（申立当時三六才）を相手方として、三七年二月二日調停を申立てた。一回（二月二五日）の調停を経て、第二回調停期日（三八年一月二四日）に、調停は不成立となった。夫Xの申立趣旨は、「申立人と相手方は夫婦であるが、相手方に男関係があるらしく家庭生活が円満にゆかないから、夫婦関係を調整していただきたい。」というものであり、Xの主張する事件の実情は次の通りであった。「一、申立人は昭和二三年五月相手方と結婚、婿養子として相手方の家に同棲現在に至っている。其間子供二人あり、家族は妻の母五八才母の妹が不具者で嫁に出ないで同居しているので、家族は六人である。二、申立人方では田畑七反歩耕作する農家であるが、農業が小さいので、申立人は〇〇市の〇〇建設業に働きに行き、小遣取をしている。三、妻は約一年前より、〇〇生命保険の外務員となったが、仕事の関係からか、帰宅がおそくなったり、時々は無断で外泊する様になり、泊り先を聞えても嘘が多く、時には男宛の手紙など所持しているので、之に対し強く問訊すると、別れ度いと言って家出してしまふ様になってしまった。四、此の様な事なので、親族会議を開いて本人に改悛を促したが、頑として聞きえず、別れたいの一天張りで、現在は近所の妹の家に帰ってしまい家に帰って来ない。五、申立人は子供の為にも前の事は水に流して帰る様要請したが、どうしても帰らないので、何とか元通りの円満な家庭生活ができる様調停をしていただき度い為本件申立をした次第である。」 調停期日の経過については、第一回期日（二月二五日）について、「申立人は申立書通り、相手方は考慮したい。」旨述べたと記されており、また、調停不成立となった第二回期日（三八年一月二四日）についても、「別紙調査の通り不成立により終了した。」と記されているのみで、詳細は明らかでない。右に言う別紙調査にも、

不動文字で(本稿第七図参照)、「当事者間に合意が成立する見込がない。」旨記されているのみである。

〔三七—三三〕 夫X(大正七年三月三日生)が、妻Y(昭和四年五月一日生)を相手方として、三七年五月八日、調停を申立てた。五月二十五日(第一回)、六月一日(第二回)、六月二日(第三回)の調停を経て、第四回の期日(六月二五日)に、夫Xから取下書を提出した。夫Xの申立趣旨は、「相手方は速かに申立人方に立戻り申立人と同居して円満に家庭生活を営むこと。」というものであり、その主張する申立の実情は次のようなものであった。「一、申立人は昭和三三年一月中〇〇〇〇〇〇〇〇の媒酌により相手方と事実上の婚姻を為し申立人方にて夫婦生活を営み居りました処相手方は是迄に度々実家に行つたのでその都度迎ひに行き連れ戻して居つたのである。二、而して昭和三六年一〇月一二日正式に婚姻届をして入籍し申立人方にて夫婦生活を営んで居たのであるが相手方は我儘者で些細のことに気をわるくする性質であり、昭和三七年一月一六日些細のことに腹を立て申立人方を飛び出して実家に帰ってしまったのである。三、その後人を介して相手方に対し申立人方に帰り円満に夫婦同居して生活するよう交渉したるも相手方は何だ彼だと申して立戻らず現在に至つたのであります。四、依つて夫婦同居して生活するよう御調停を求めため本申立に及びたる次第であります。」第一回調停期日(五月二五日)につき経過表は「双方に調停を試みたが未だ成立に至らない。次回期日告知した。」と記している。第二回期日(六月一日)については、「相手方は別れたいと述べ、申立人は別れることについては考えていないから考えさせて欲しいと述べ、続行。次回に相手方実父を呼出す。次回期日告知した。」と記している。第三回期日(六月二日)については、「相手方実父より事情聴取し調停を試みたところ、相手方はどうしても別れ度いと主張、相手方は老母に話してからにしたいから期日の猶予を求めた。次回期日告知した。」と記している。第四回期日(六月一五

日)については、「相手方はどうしても別れ度いと述べ、申立人の言うのは本心と思はれないから一応本件は取下げ度いと取下書を提出した。相手方取下了承した。」と記している。申立人の提出した取下書には、「都合により」取下げると記されている。さて、本件はこうしてひとまづ終了したが、三八年度になって、再び夫Xから妻Yを相手方として、三八年八月一日、円満に同居するという趣旨の申立がなされている(三八一七〇)。そしてこれも二回の調停を経て取下げられた(九月三〇日)。さらに、同年一〇月八日、今度は妻Xが夫Yを相手方として、離婚のみを求める申立をおこない(三八一八四)、一回の調停で不成立(一〇月一七日)となった(前註に述べた、A↓B、A↓B、B↓Aのタイプである)。

申立人夫から離婚を求めた事件は、二三件ある。このうち調停が成立したものは七件(三七一九、三七一〇、三七一七、三七一三二、三七一六四、三七一六六、三七一八六)、不成立となったものは二件(三七一五六、三七一七七)、取下げられたものは四件(三七一二二、三七一四八、三七一七〇、三七一七一)である。ここでは、成立例のうちからとくに履行勧告に対する詳しい調査報告が付せられている点で特色を有する三七一三二をとりあげ、そのほか不成立例のうちから三七一五六、取下例のうちからも、調査報告書の付されている三七一七〇を各々とりあげて詳細に紹介し、その余の事件については、後にその内容を摘記する。

〔三七一三二〕 夫X(大正三年三月一五日生)は、妻Y(大正四年四月一一日生)を相手方として、三七年五月八日、調停を申立てた。六月九日(第一回期日)の調停を経て、第二回期日六月二九日調停が成立した。夫Xの申立趣旨は、「一、申立人と相手方を離婚する。二、この当事者間の未成年の子○○○○同○○○○同○○○○

四人の親権者を申立人と定める。以上の条項による御調停を求めます。」というものであり、その主張する申立の実情は、次のようなものであった。「一、申立人は昭和六年二月二三日相手方と婚姻し入籍を済ませ正式の夫婦として同棲しその生活より子女七人を出生し養育しながら家業である農業を共に営んでいたのです。子女のうち四女○○(昭和一八年三月四日生)○○○(昭和二年五月一日生)○○(昭和三年二月一八日生)末子の○○○(昭和○○年三月八日生)の四人は昭和二七年二月二五日以後専ら相手方が養育したのであります。二、然るに昭和二七年始め頃申立人は○郡○町○○部落に住居した戦争で夫を失った未亡人○○○○が子供を抱いて生活に困っている話を聞いたのでしたが同人と知合つて以来なほさら氣の毒なのに同情し交際するうちに深い交際になってしまったのであります。三、そしてそれを相手方の知る処となり段々と夫婦生活にひびが入り夫婦間の不和を見るようになった。四、よって申立人としては自分が良くないと感じ遂に相手方との同居に堪えかね昭和二七年一月二二日に家出し上記情人の○○○○の許に入り込みそれから事実上の夫婦として同棲しその後引続き生活してきたが昭和三六年一月一七日には情婦の○○○○が死亡したので申立人は厄介者の子供を残され大いに困りました。五、よって現在では申立人も工員として工場へ通勤する身なので何んとも仕方ないので相手方に謝罪して仲直りをして元のあった夫婦の情愛を呼び戻して相手方の協力を得ようとしたが之れはにわか同意が得られず止むなく再婚しようとするのであるが相手方との夫婦千係を解決しないとこれもならず苦しんでいるもので到底相手方との婚姻は○できないものでありますからこの際ぜひと解決を求めるため調停申立をしたのであります。尚ほ離婚を求めるのであるが相手方が上記申立人が申込んだように元のさやに納まるような円満方法であればなほ結構と思うのであります。」 第一回調停期日(六月九日)について、経過表には何らの記載も

なく、第二回期日（六月二九日）については、「別紙調書の通り調停成立した」と記されているのみである。調書によると、調停条項は次のようなものであった。「一、申立人と相手方とは本日調停離婚した。二、当事者間の四女〇〇五女〇〇〇六女〇〇〇七女〇〇の親権監護は相手方において行うこと。三、当事者双方は爾後本件に関し相互に財産上何等の請求を為さざること。四、申立人は離婚手続済み次第その本籍を〇町に移すこと。五、申立人は昭和三二年五月二七日付被相続人〇〇〇〇の相続分に関する遺産分割契約書に基く相続登記の手續に協力すること。六、調停費用は各自弁のこと。」⁽¹⁾と、ところで、右調停条項の五については、申立の趣旨や実情にも全く触れられておらず、且つ調停経過の詳細も記録から全く不明なのでこの点の合意に至る経緯も知ることができないのであるが、右調停成立後に、右第五項の履行に関して、家事審判官から、「履行勧告」がなされ、これに対し、三七年九月六日付で、家庭裁判所調査官からの調査報告が提出されている。ここで右調査報告の内容を写しとっておこう。「水戸家庭裁判所下妻支部 家事審判官 〇〇〇〇〇殿 昭和三七年九月六日 同庁 家庭裁判所調査官 〇〇〇〇〇〇〇〇 履行勧告に対する調査報告 昭和三七年（家イ）第三二号離婚等調停事件 申立人〇〇〇〇 相手方 〇〇〇〇〇 上記事件に関し昭和三七年六月二九日成立した調停条項不履行分に対する履行勧告方依命義務者〇〇〇〇（本件の申立人夫）を当庁に出頭を求め勧告した処下記の通りですから報告致します。記 一、履行勧告の方法 イ、八月二七日〇〇郡〇町大字〇〇〇の本人自宅に出張した処不在（東京に日雇人夫として出稼きの為）にて面接不能。ロ、九月五日義務者を当庁に呼出した処出頭したので面接の上事情を調査すると共に履行方極力勧告したが別紙陳述要旨の通りの理由により今直ちに之に応ずる態度は示さなかつた。」つづけて、右に言う別紙「調査報告書」が添付されている。その内容は次のようなものである。「調査報告書 水戸家

家事調停資料の研究 (二)

庭裁判所下妻支部 家事審判官〇〇〇〇〇殿 昭和三十七年九月六日 同庁家庭裁判所調査官〇〇〇〇〇 事件番号 昭和三十七年(家)第三二号離婚等調停事件 申立人 〇〇〇〇 相手方又は事件本人 〇〇〇〇 上記事件
に關し下記のとおり調査したから報告します。 調査日時 昭和三十七年九月五日 調査場所 当庁 義務者の陳述の要旨 1、氏名 〇〇〇〇 年令 四九才 職業 農業 住所 〇〇郡〇町大字〇〇〇〇 2、私は昨年一月八日に同居していた事実上の妻(妾)〇〇〇〇が死亡したので小学校五年生の〇〇〇〇と三年生の同〇〇〇〇と三人で田二反歩耕作暮していますがこれだけでは到底生活ができないので農閑期を利用し東京に日雇人夫として出稼ぎしています。日給六〇〇円ですが通勤費などかかるので親子三人で辛じて其日の生活を支えている程度です。三、私は調停の際は何れにしても私の我儘から此の様な事情になった前非を悔いていたので相手方の思ふ様な話にのって決めてもらいました。四、そのかわり本家を相続しているのは私の実弟であり、娘であるのだから今後何事についても相談したり助け合ったりすると言ふ事で親子関係を円満につないで置く条件だったので。五、尨が相手方では私の困っている事など見向いても見ず先日遺産分割契約書記載の残金を持ってきたから直ちに登記の手續をする様にと言ってきたのでそれでは約束が違ふと言ふので突返してしまいました。六、此の様には不人情な事をするなら相続登記などに協力はできない。若しどうしても登記がしたいなら親子関係は切っても良いからあと三反歩位私の方に渡してもらい度い。それでなければ私も五〇才になるので長い事は働けないし親子三人の生活ができないからせめて五反歩位の耕地を欲しいと言ふのが現在の私の心境です。七、相手方では田一町五反畑一町歩耕作していますからそれ位の土地を分けてもあまり影響はありません。以上陳述したので小職は調停成立の意味を説明し其の効力につき確定判決と同一なる旨申し聞かせて説得したが今直ちに履行する

旨の確約するに至らず考慮するとの事であった。」以上の如く相続登記をめぐって紛争がつづいていた模様であるが、その内容及び結果については、記録からは、明らかでない。

(1) 本件は、Xの申立の実情によれば、昭和六年に婚姻し子女七人のある夫が、二十七年に他女(戦争未亡人)と親しくなり遂に家出して右他女と同棲し、三六年まで一〇年近くかかる同棲を継続した後に、右他女が死亡したため、妻の許へ帰ることを希望したところ容れられないために、再婚する必要から妻との離婚を求めるといふもので、仮にこれを事実とすれば(申立人夫自身自らに非のあるところを述べているのであるから恐らく事実に近いであろう)、講学上「有責配偶者の離婚請求」といわれるものにあたる可言えよう。裁判上の離婚に関しては、わが国の判例は周知の如く、双方有責でしかも被告に主たる責任がある場合を除いては、有責配偶者からの離婚請求をみとめていない(昭和二十九年一月五日最高裁判決、民集八卷一一号二〇三頁ほか多くの判決がある)。学説の多数説もこの立場を支持していると言つてよい(我妻・親族法一七五頁以下参照)。このことと、わが民法が離婚について破綻主義の立場をとっていることとの関係が問題となるが、現実には財産分与に多くを期待できないことや、実さいに有責者からの離婚請求をみとめることは追出し離婚を招くことになること、さらにこのことは社会的な道徳観念に反することなどの理由で、なお判例、学説は右の立場を守っているのが現状である。ところが、家裁における調停では、必ずしも右の立場が貫かれていないことが従来屢々問題にされてきた。この点についての詳しい報告は未だ見当たらないようであるが、たとえば関係者によつても次のように言われている。「家庭裁判所では個々の事件について、破綻の程度が非常に強いという場合には、有責配偶者である夫の方から申し立てでも妻のほうに離婚をすすめる場合があります。」(ジュリスト三〇九号一九頁「家庭裁判所一五年の歩みと当面の課題」における最高裁判所家庭局長・細江秀雄氏の発言)本件の場合には、妻の側の有責性については知ることができず、また妻が離婚に反対したか否か、さらに調停の過程で審判官や調停委員がどのような態度に出たかも明らかではないが、結果として

家事調停資料の研究 (三)

は、かなり有責性の強い夫からの離婚申立につき調停離婚が成立した。妻が離婚に反対したのであれば、審判官や調停委員の態度如何がかなり問題とならう。さらに仮に妻も離婚に同意していたのであったとしても、調停委員会はたとえ当事者に合意が成立しても、これを相当でないと思つた場合には調停を不成立とすることが出来る(家審規則一八三条の二)のであるから、全く問題がないわけではない。もともと本件の場合は、夫が家出して他女と一〇年近く同棲していたものであり破綻の程度もかなり強いと言えそうであり、且つまた夫の申立によれば、夫は妻の許に帰る希望をもっていたのに対し妻がそれを容れなかつたというのであるから、妻の側の婚姻継続の意思も乏しいと言えそうであり、仮に調停においても家裁は国家規範ないし裁判規範の立場を守るべしと考えても、具体的には、離婚をみとめることが妥当であるとも考えられる。他方、調停にさいして裁判所は必ずしも実体法に拘束されず、むしろ調停独自の立場で妙味のある解決を図ることが、実体法の硬直性を救うことにもなると考えれば、本件の解決も一層妥当性を増すと云えるであらう。いずれにしても、一方では、調停規範と国家規範の乖離という現象を是認するか否かについて再考すると共に、他方では、具体的に当事者の態度・破綻の程度やその他の事情及び調停の経過を仔細に吟味しなければ結果の当否を論ずることはできない。さらにまた、近時下級審判決において、有責配偶者からの離婚請求をみとめるものがあることも考慮すれば、判例や多数説の立場そのものも吟味の余地がないわけではない。

〔三七—五六〕 夫X(大正一二年三月一九日生)が妻Y(大正一二年一月二九日生)を相手方として、三七年八月二五日、調停を申立てた。一回の調停(九月一七日)を経て、第二回期日(一〇月二日)に調停不成立となつた。本件ではXに代理人として弁護士がついている。Xの申立書は、さきに紹介した第十二図の一、二、三、四の様式による用紙に記入されているが、但し申立の理由の詳細は別紙に述べられている。Xの申立趣旨は、「申立人と

相手方は離婚する。当事者間の未成年の子〇〇〇、〇〇、〇〇〇の親権者を父とする。」というものであり、申立の実情は、各項目に記入されているほか別紙にも詳述されているので順次紹介してゆくことにする。「1、結婚式を挙げた日」は二年九月二十四日。「2、婚姻届出の日」は二年三月一日。「3、婚姻の態様」は、男女とも初婚であり見合。「4、同居期間」は、自二年九月、至五年五月（日付記入なし）。「5、同居の親族」については記入なし。「6、学歴」は男女とも小（学校）とのみ記入あり。「7、職業（月収・資産）」には記入なし（ただし、申立人表示欄に申立人は写真業、相手方の欄に相手方は農業と記入がある）。「8、子の有無」につき、男児二人、女児一人と記入あり。「9、別居後の子の監護者」は、男児二人、女児一人とも申立人。「10、申立の理由」は、性格相違、異常性格、その他の三点とされている。次いで申立理由の詳細は別紙に書かれているので、その全文を写し取っておこう。「一、申立人と被申立人は昭和二年九月結婚し、同二年三月一日に婚姻の届出をした夫婦である。二、申立人は被申立人と知人の紹介によるいわゆる見合結婚により、ほとんど交渉の機会もなく結婚生活に入った。従って被申立人が、申立人とはとうてい生活を共にすることの出来ない性格の持主であることを知ったのは結婚後のことである。結婚当時、申立人は茨城県〇〇郡〇〇町にある〇〇貨物自動車会社に修理工として勤務しており、被申立人は自宅に同居していた両親と共に農業に従事することになった。ところが被申立人は生れつきの怠惰な性格からか、真面目に仕事をやらす泥だらけのまままで放置しておくというありさまであった。又一般の家事の面についてもあらゆる面で無責任な態度があらわれた。両親らも上記被申立人の怠惰な性格に呆れ果てていたのであるが、子供でも出来ればそれも少しは直るだろうと申立人を慰めて来たのである。しかし、昭和二七年七月長女〇〇〇が出生した後も全くその生活態度を改めなかった。三、申立人は

昭和二五年五月頃から将来の生活設計を考え上京、勤め先を転々とした後昭和二六年三月から〇〇〇〇の〇〇〇作業所に修理工として勤務するようになった。昭和二六年六月三〇日被申立人は、突然前記長女の〇〇〇〇と昭和二五年七月に出生した長男〇〇〇〇をつれて申立人の下宿を訪れたのであるが〇〇〇〇は可成の発熱をし医者にかかるといふ事態が発生した。ところが同日夜八時頃被申立人は些細なことに腹をたて家出をしたのである。医者 の 診 断 によれば、〇〇〇〇は猖狂熱といふことで一ヶ月の入院を要する大病にかかったことが判明したのであるが、この重大な時期に、被申立人は無責任にも家出をしてしまったのである。申立人は大いに腹を立てたものの、時期が時期だけに姉夫婦にも頼んで手配して捜査中、一一時頃になって一度帰宅した。ところが、ほっとしたのも束の間、一〇分位して又家をとび出してしまったのである。この時も申立人等があとを追いやつと連れ戻したのであるがたび重なる被申立人の異常な態度に、申立人は将来を考え暗胆としたことであつた。上記事件の後、被申立人を退院した子供と共に自宅に帰したのであるが同年九月頃にはさしたる原因もなく又家出をするといふ事件をひき起した。このときは知人が、被申立人が一人で山中佇んでいるのを発見され自宅に送り届けられた。このよう な 例 が 示 す よ う に、事 がある と 全 て を 自己 本 位 に 考 え 時 に は 家 出 まで だ らう 被 申 立 人 の 異 常 な 性 格 に 申 立 人はこのころから離婚を考えるようになったのである。ところが被申立人は昭和二七年七月頃から結核性関節炎腹膜炎になり入院し、その後長期自宅療養をする身となつたので、申立人も一度は心にきめた離婚をひとまず思い止り、上記長期の療養により家族に心配をかけたことで、被申立人が心を入れかえはしないかと様子を見て来たのである。四、昭和二九年一二月、申立人は胸背推突起骨折の怪我をして入院、翌三〇年四月迄療養生活を続けたが、退院後も重労働ができない身となつたので、再出発を考え前記会社を退職、東京都〇〇〇〇〇〇〇〇で小

規模の写真業を営むようになった。ところが、昭和三二年秋被申立人が些細なことから腹を立て薬をのんで自殺をする真似をして家族のものを驚かすという事件等が起りトラブルが絶えなかつた。五、昭和三三年一月少しの反省も示さず、全て物事を自己本位に考え、あまりにも自分勝手な行動ばかりとっている被申立人に対し、申立人はついに離婚を決意、これを被申立人に伝えた。この時は実家の分家先にあたる〇〇〇〇〇〇氏の仲介により、一まず今度何か事件が起る迄は思い止むという結果におわつた。しかし、その後も何かとトラブルは絶えなかつた。例えば、同年五月頃には、性生活の問題で夫婦喧嘩をし、被申立人の義理の兄と称する〇〇〇〇某が申立人宅へ怒鳴り込むという事件があつた。又八月頃には別居生活をしていることに端を発し、被申立人は申立人に女がいるとかあらぬ疑をかけたのが原因で争いがあつた。六、以上述べてきたように申立人、被申立人間の生活は完全に破綻をみていたのであるが、昭和三六年三月、申立人、被申立人兩名をはじめ母親、兄弟等全員が参集して善後策を協議し、被申立人に対し、親の世話を怠らないこと、衣類の手入れ農機具の手入れ、食器戸棚の洗拭き等きちんとすること、などの約束させ、もし約束が守れないようならば離婚するということに話がまとまつた。ところがその後も被申立人の態度には特別の変化がみられない。もはや申立人は、被申立人との間に法律の鎖によつて結びつけられたにすぎない名目の婚姻生活を継続していることは申立人にとって堪えられない苦痛である。新しい人生のスタートを期し、本調停申立に及んだ次第である。」

九月一七日の第一回調停期日につき、経過表は、「申立人は申立書通り陳述、相手方は別れることに反対。双方に調停を試みたが成立に至らないので続行。次回期日告知した」と記されている。そして、次回期日一〇月一二日、調停不成立とされた。

〔未完〕